

笠置町・木津川 社会実験 募集要綱



令和元年 1 1 月
木津川河川空間活用協議会

目次

1	木津川社会実験の趣旨	3
2	募集内容・使用条件	4
3	募集方法	4
3-1	スケジュール	6
3-2	参加資格	7
3-3	応募方法	8
3-4	質問及び回答方法	8
3-5	応募書類	8
3-6	応募書類作成上の留意点	8
4	選定手続き	9
4-1	審査方法	9
4-2	審査基準	9
4-3	候補者の決定時期及び審査結果の公表	9
4-4	募集・選定に関する留意事項	10
4-5	協議・調整	10
4-6	選定通知	10
4-7	営業開始予定	10
5	実施報告書	10

【様式】

木津川施設使用参加申請書（様式1号）

暴力団排除に関する誓約書（様式2号）

施設使用企画提案書（様式3号）

選定通知書（様式4号）

1 木津川社会実験の趣旨

笠置町における木津川河川敷の河川空間は、年間万単位の人々が訪れるキャンプ場を中心として、キャンプ、ボルダリング、カヌー等のアウトドア活動の場として、まちの賑わいに寄与してきたところです。

しかしながら、現在の木津川の河川空間は、河川法の制約上、公益目的の利用に限られているため、飲食の提供などの営利的な要素を含む来訪者へのサービス提供ができないこととなっており、河川空間を最大限に活用できていない状況です。

一方で、平成23年に、一定の枠組みの中で民間事業者等が河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能となる制度（河川空間のオープン化）が措置されました。

笠置町では、河川空間を活用したさらなる賑わいづくり・町の活性化を図るため、木津川河川空間活用協議会（※）を設立し、河川空間のオープン化の笠置町キャンプ場への適用を目指しています。

この度、当該区域の利活用のあり方を検討するため、一定期間に当該区域への民間事業者の営業活動を可能とする社会実験を実施することとしました。本社会実験により、キャンプ場での営業活動に対する民間事業者や利用者のニーズ、営業活動のための条件、恒常化に向けた課題等を検証し、今後の活用の検討に反映します。

つきましては、社会実験の趣旨に賛同し、キャンプ場を活用した活動を実施する事業者を募集します。社会実験への参加希望者は、本要綱に基づき、応募をお願いいたします。

なお、社会実験の内容としては、事業者の提案によるものとしますが、例として下記のような事業を想定しています。

- ▶ 集客イベント：アウトドアグッズ展示会・即売会、クリエイターズキャンプ、スポーツ関係イベントなど（キャンプ場全面を利用する場合は要相談）
- ▶ アウトドアグッズ、キャンプに必要な資材の物販・レンタル
- ▶ 地元ならではの食材・飲食物の販売、BBQなど飲食サービスの提供

※木津川河川空間活用協議会は、地域住民、観光笠置、商工会、笠置町、京都府、国土交通省淀川河川事務所等で組織する、木津川河川空間の活用に関する協議会です。以下「本協議会」といいます。

2 募集内容・使用条件

① エリア	木津川河川敷・笠置町キャンプ場内（河川区域内）
② 募集期間	令和元年11月11日～令和2年4月30日
③ 実施期間・時間	期間：令和元年11月中旬～令和2年4月30日で応募者が希望する期間 時間：原則として、午前9時～午後5時で応募者が希望する時間帯 ※上記以外の時間帯を希望する場合は別途調整
④ 使用料	無料（ただし、イベント参加者等に係る清掃協力金の負担（1人500円／日）は必要です。） ※キャンプ場の大部分を利用する場合は要相談
⑤ 使用条件	<p>○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式3号の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。</p> <p>【趣旨】河川空間を活用したさらなる賑わいづくり・町の活性化に寄与する取り組みであること</p> <p>○以下の事項を実施できることを条件とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占有施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。 ・工作物の設置は行わないこと。（設置物が工作物に該当するか不明な場合は、本協議会に確認すること） ・出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時に撤去対応が可能なこと。 ・周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。 ・騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること。 ・車両を河川敷まで乗り入れる場合、当日の営業終了後に撤収すること。 ・他の自由使用する利用者を妨げないこと。 ・苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を本協議会に報告すること。 ・水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起すると共に避難指示を適時・的確に行うこと。 ・事業運営にあたっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを本協議会に提出すること。 ・事業実施に伴い必要となる法令上の各種手続きについては、企画提案者において適切に対応すること。なお、飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを本協議会に提出すること。 ・使用に際して、許可証を掲示すること。
⑥ 緊急時の対応	・大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、警報や避難指示等を待たずに速やかに設置物を川の外に退避させ、避難すること。また、本協議会事務局又はキャンプ場管理者の指示があれば従うこと。
⑦ その他	・備品や音響装置、照明等はありません。事業に必要な備品・装置は、使用者側で準備すること。

※実施期間を延長する場合は、随時ホームページ等でお知らせします。

3 募集方法

3-1 スケジュール

① 募集要綱の公表	令和元年11月11日(月)
② 質問書受付	募集期間中随時
③ 応募書類受付	(1) 希望する出店期間の初日が令和元年11月から令和元年12月31日である場合 募集期間中随時。ただし、審査等に要する期間が十分に確保できない場合は、出店期間の調整を行う。 (2) 希望する出店期間の初日が令和2年1月1日から令和2年4月30日である場合 希望する出店期間の初日が属する月の前月10日まで
④ 審査結果通知	審査後速やかに
⑤ 候補者の決定及び公表	審査結果通知後速やかに
⑥ 協議・調整	審査決定通知後速やかに
⑦ 選定通知	協議・調整後速やかに

※現地説明会は開催しませんので、現地訪問をご希望の方は個別に笠置町商工観光課までお問合せください。

3-2 参加資格

社会実験参加者は、社会実験の趣旨に合った活動を実施し、かつ、使用条件等を遵守できる者としてします。また、下記のいずれかに該当する者は、参加資格を有しません。なお、応募以降に下記に該当した場合には、参加資格を失うものとしてします。

※笠置町木津川河川空間活用協議会の構成員も参加は可能です。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のイからホまでのいずれかに該当する者
 - イ) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
 - ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ハ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ホ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑤ 社会通念上不相当あるいは違法なものを販売する者

3-3 応募方法

応募書類受付期間内に応募書類を下記宛先まで持参又は郵送してください。

宛先：笠置町役場 商工観光課

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90番地の1

TEL：0743-95-2301

FAX：0743-95-2961

Eメール：kankou@town.kasagi.lg.jp

3-4 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を質問書受付期間内に笠置町役場商工観光課までFAX又はEメールで送付してください。

回答は随時質問者に送付するとともに、ホームページに掲載します。

3-5 応募書類

下記書類を各1部提出してください。

1. 木津川施設使用参加申請書（様式1号）
2. 暴力団排除に関する誓約書（様式2号）
3. 施設使用企画提案書（様式3号）

3-6 応募書類作成上の留意点

- ① 応募書類の作成、提出に係る経費は、応募者の負担とします。
- ② 行政の許認可が必要な活動を実施する場合、事前に関係機関の確認を得てください。
- ③ 応募書類は、公益上必要と認める場合を除き、原則公表しません。
- ④ 応募書類は返却しません。

4 選定手続き

4-1 審査方法

協議会において、審査基準に基づき応募書類の審査（内容に確認事項がある場合はヒアリング）を行い、施設使用者の候補者（以下「候補者」という。）を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

4-2 審査基準

- ① 地域、社会実験への理解度及び貢献度
 - ・笠置町の活性化に寄与できる使用内容であるか。
 - ◇ 飲食物の販売・提供については、地元（相楽東部3町村（笠置町、和東町、南山城村）の食材を活用する等の地元への貢献を必須とします。
 - ・賑わいの場所として笠置町キャンプ場を活用する使用内容であるか。
- ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理
 - ・占用施設の使用期間満了後、退去時の原状回復することが施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
 - ・ごみや汚れがないよう清掃等の対応について施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
 - ・騒音対策、煙害、におい、ゴミ処分など周辺環境への配慮することが使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
- ③ 利用者への配慮と安全性
 - ・他に自由使用する利用者の妨げにならないように配慮がされているか。
 - ・第三者被害に対する配慮がされているか。
 - ・利用者の苦情、事故等の対応について施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
 - ・損害保険、賠償責任保険加入の記載が施設使用企画提案書にあるか。
- ④ 出水時の施設撤去
 - ・出水時の撤去に関する計画があり、対応が可能な体制等が明記されているか。

なお、同種の事業が重複した場合には、事業者数や時期を調整させていただく可能性があります。

4-3 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 候補者は、協議会での審査後、速やかに決定します。
- ② 審査結果は、各応募者に通知します。また、候補者として決定した者については、その名称等を公表します。
- ③ なお、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。
※構成員が社会実験の参加希望をした場合、審査側に構成員を加えることはできない。

4-4 募集・選定に関する留意事項

応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。

応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。

- ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ② 参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、候補者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

4-5 協議・調整

事業内容、使用する場所や期間等について、必要があると認める場合、協議会事務局がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

4-6 選定通知

協議会は、施設の使用及び運営に関して、本要綱及び協議・調整結果に基づき候補者に選定通知書を発行します。

4-7 営業開始予定

候補者は、選定通知書に基づき開業準備をお願いします。

また、緊急時の避難について、事前に笠置町の説明を受けていただきます。

5 実施報告書

- (1) 社会実験実施後は、実施報告書の提出をお願いします。

実施報告書には収支報告を含みますが、内容は公開しません。

- (2) イベント実施の場合、別に事務局が提示する参加者アンケートの実施・提出をお願いします。

(様式1号)
令和 年 月 日

(あて先) 木津川河川空間活用協議会

住所 (法人、団体にあつては所在地)

氏名 (法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

木津川施設使用参加申請書

木津川施設使用者募集要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

2 占用のエリア

3 出店する店舗数

飲食店： 店舗、 売店： 店舗、 その他： 店舗

4 使用期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (使用日数 日)

5 提出書類 (各1部)

- ・暴力団の排除に関する誓約書兼同意書 (様式2号) 及び資料 (役員等一覧表を含む)
- ・施設使用企画提案書 (様式3号)

6 連絡先

担当者氏名 (ふりがな) :

電 話 :

F A X :

E-mail :

(様式2号)

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 木津川河川空間活用協議会

住所

氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を木津川河川空間活用協議会から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(注) 1 個人の場合は氏名欄の下に生年月日を記載すること。

(注) 2 法人および団体の場合は役員の名氏及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

以上

施設使用企画提案書

氏名 (団体名称)	
企画概要 ①事業内容 ②出店期間 ③希望する場所	
設置物配置図	
審査基準への配慮事項	① 地域、社会実験への理解度及び貢献度 ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 ③ 利用者への配慮と安全性 ④ 出水時の施設撤去 (緊急時 (事故、出水、地震、台風等) の対応方針及びその体制)

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

選定通知書

第 号 年 月 日			
様 木津川河川空間活用協議会			
年 月付で、申請のありました木津川の使用を次のとおり許可します。			
使用する団体		所属	
事業内容			
出店期間			
希望する場所			
使用条件	<p>○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式3号の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。</p> <p>【趣旨】河川空間を活用したさらなる賑わいづくり・町の活性化に寄与する取り組みであること</p> <p>○以下の事項を実施できることを条件とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占有施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。 ・ 工作物の設置は行わないこと。(設置物が工作物に該当するか不明な場合は、本協議会に確認すること) ・ 出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時に撤去対応が可能なこと。 ・ 周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。 ・ 騒音対策、煙害、において、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること。 ・ 車両を河川敷まで乗り入れる場合、当日の営業終了後に撤収すること。 ・ 他の自由使用する利用者を妨げないこと。 ・ 苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を本協議会に報告すること。 ・ 水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起すると共に避難指示を適時・的確に行うこと。 ・ 事業運営にあたっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを本協議会に提出すること。 ・ 事業実施に伴い必要となる法令上の各種手続きについては、企画提案者において適切に対応すること。なお、飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可(臨時営業許可、露店営業許可等)や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを本協議会に提出すること。 ・ 使用に際して、許可証を掲示すること。 ・ 実施報告書を連続する実施期間ごとに提出すること。 		
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、本協議会事務局又はキャンプ場管理者の指示に従い、設置物を川の外に退避させ、避難すること。 		

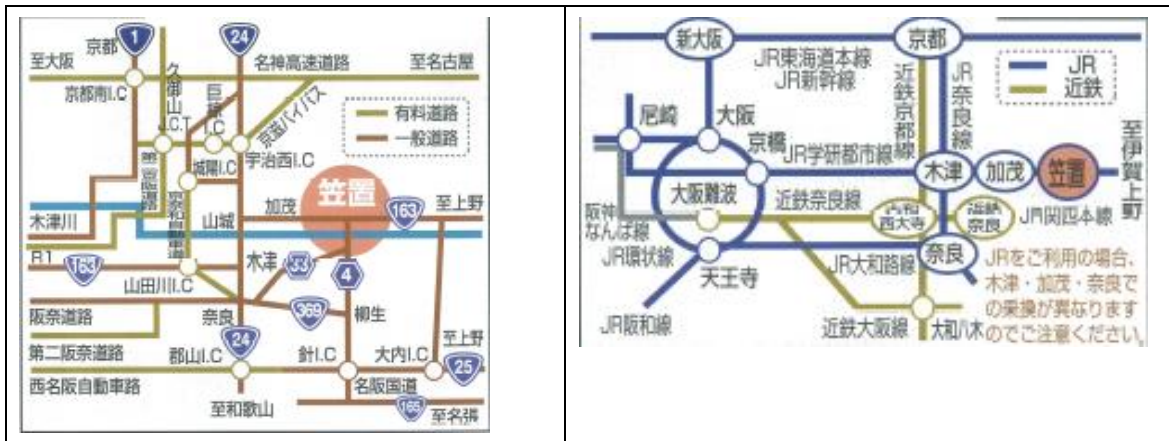
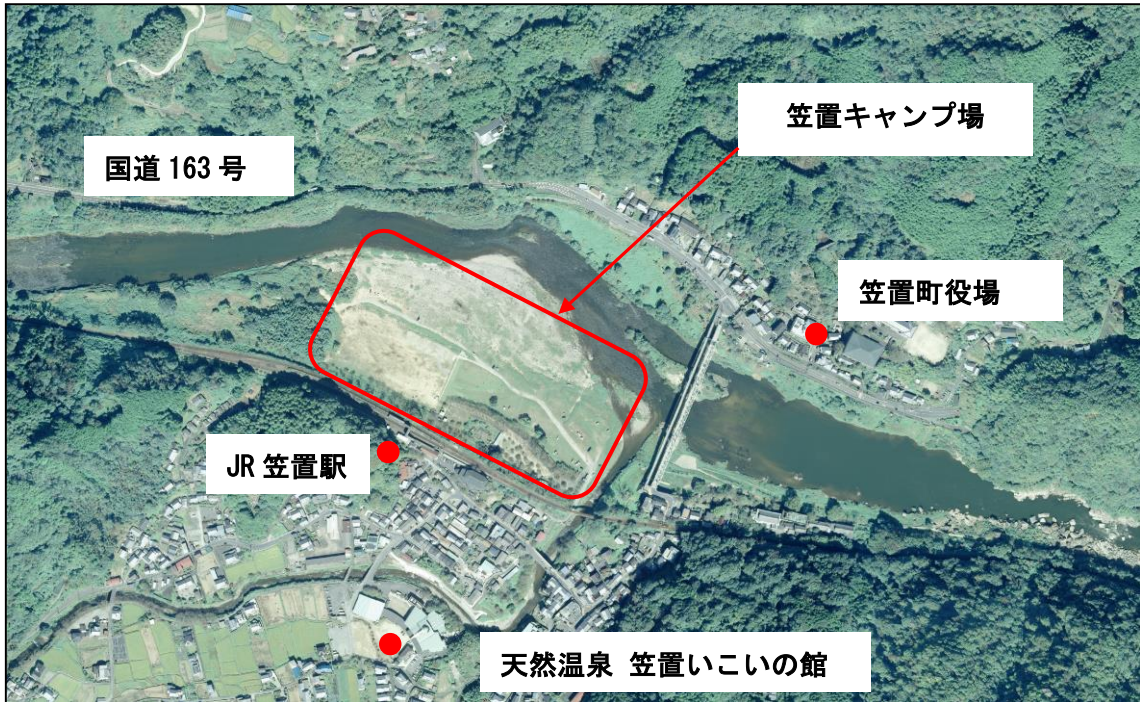
実施報告書

氏名(名称)	
実施概要 ・事業内容 ・出店期間 ・使用エリア等	
設置物等配置図	
緊急時(出水、地震台風等)の体制の有無、実施内容	(有り、無し)
審査基準への配慮(実施状況)	① 地域、社会実験への理解度及び貢献度 ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 ③ 利用者への配慮と安全性 ④ 出水時の施設撤去
事業実施における課題	
事業実施の効果	
継続的参加の意向	(最後の実施期間終了後の実施報告書に記載してください。)

※社会実験における収支・利用者数が分かる資料を添付してください

※必要に応じて、別紙や図面等を添付してください

社会実験実施対象箇所木津川河川敷・笠置キャンプ場内



(電車でお越しの場合)

京都駅から (JR 奈良線木津駅経由～加茂駅～笠置駅) 約 1 時間 30 分

大阪駅から (JR 大和路線加茂駅経由～笠置駅) 約 1 時間 30 分

奈良駅から (JR 大和路線加茂駅経由～笠置駅) 約 30 分

名古屋から (JR 関西本線亀山駅経由～笠置駅) 約 2 時間 30 分

(お車でお越しの場合)

京奈和自動車道・山田川 IC から国道 163 号線経由 約 30 分

第 2 阪奈有料道路蓬莱出口から国道 24 号、国道 163 号線経由 約 30 分

西名阪国道大内 IC より国道 163 号線経由 約 30 分